

筑前町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
筑前町教育員会

1. 業務量管理・健康確保措置実施計画について

(1) 計画の趣旨

本計画は、筑前町教育委員会及び筑前町立学校が実施する「教職員の働き方改革」に向けた目標、具体的取組等を示すものです。本町の教職員が、ワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備するとともに、「教職員が児童生徒と向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質の維持・向上を図ります。

(2) 教育委員会、学校の責務

教育委員会は、この計画により、筑前町立学校における「教職員の働き方改革」に向けた取組を実施します。

ア 教育委員会の責務

教育委員会は、本計画に基づき、本町の教職員の働き方改革に取り組みます。

イ 学校の責務

学校においては、校長をはじめ、全職員が本計画の趣旨を理解し、計画に基づき具体的な取組を実施します。そのためには、校長をはじめとした管理職がリーダーシップを発揮することが重要であり、管理職は、所属職員に対して計画の趣旨等を理解させ、所属職員の長時間勤務の改善に努めます。

また、各教職員は、働き方改革の目的、趣旨を理解し、自らの働き方を見直し、長時間勤務の改善に向けた取組を実施します。

【働き方改革のポイント】教職員の働き方改革取組指針（福岡県教育委員会）から

○ 目標の明確化

働き方改革を進めることは「子どもや自分と向き合う時間を確保し、ワーク・ライフ・バランスの取れた生活の実現と合わせて、授業や指導の質を高め、ひいては学校教育全体の質を高めることにつながる」という意識を全教職員が持つこと。

○ 意識改革の重要性

働き方改革を進めるために必要なことは、無制限・無定量の勤務を是としないこと、教職員一人一人が組織の一員として効率的に業務を遂行する意識を持つこと、また、タイムマネジメントの意識を持つこと。

○ 業務の見直し

働き方改革を進めるには、現在、教職員が行っているあらゆる業務について、必要性、効率性の観点から、組織的かつ継続的に見直すこと。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下の通りとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

1年間における教職員の1箇月時間外在校等時間の平均を30時間程度とする。

(令和11年度まで)

【教職員個人の時間外在校等時間の上限】

- ・教職員の時間外在校等時間を月45時間以内とする。
- ・教職員の時間外在校等時間を年360時間以内とする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

1年間における教職員の年次休暇取得日数を平均で18日以上とする。

(3) 目標に対する検証について

- ①教育委員会において、時間外在校等時間を確認します。
- ②年次休暇の取得状況については、年次休暇取得促進の意識付けを行うとともに、取得状況の把握のため、調査を実施します。
- ③必要に応じて、各学校に聞き取り・指導等を実施します。

(参考 時間外労働の規制について)

○ 過労死ラインについて

過労死ラインとは、病気や死亡といった健康障害の発生リスクが高まるとされる時間外労働をいいます。過労死ラインは次の通りです。

- ・発症前1か月の100時間を超える時間外労働
- ・発症前2か月間～6か月間における、月平均80時間を超える時間外労働

過労死ラインは労災認定の基準に使われており、この基準を超えて業務した場合は、業務と健康障害との関連性が強まると評価され、労災認定されるリスクが高まります。また、一般的に発症前6か月を平均して45時間超えの時間外労働を行うと、業務と発症との関連性が強まるとされるため注意が必要です。

これを踏まえ、筑前町では、筑前町立小中学校管理規則において、時間外在校等時間の上限を定めています。(6ページ筑前町小中学校管理規則抜粋参照)

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 具体的な取組について

4つの観点で20の取組を推進します。

- (1) 健康及び福祉の確保
- (2) 業務改善の推進
- (3) 部活動の負担軽減
- (4) 適切な児童生徒・保護者対応の推進

(1) 健康及び福祉の確保

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を順守するとともに、以下の内容に取り組みます。

【実行中の取組を浸透・徹底する内容】

- ① 有給休暇の取得促進
 - ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- ② 面接指導の実施
 - ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施します。
 - ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。

③学校閉庁日の設定

- ・長期休業期間中に学校閉庁日を設定することで、年休・特休取得等の推進を図ります。
※8月12日から16日、12月27日・28日

④定時退校日の設定

- ・週1回の定時退校日を設定し、確実に実施できるよう周知を図ります。なお、止むを得ず勤務時間を超えて勤務する場合は、退勤時刻の上限を午後6時までとします。
- ・定時退校日以外は、午後8時を退勤時刻の上限とします。また、学校の電話対応は、原則午後6時までとします。なお、学校から保護者等へ電話をかけた際、不在着信の履歴が残ったとしても折り返しの電話は必要ない旨を保護者に伝えておくようにします。

【計画期間中の新たな取組】

① ストレスチェック、巡回相談の実施

- ・全教職員のストレスチェックを1回/年実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進します。
- ・臨床心理士などの専門家による巡回相談を実施します。

(2) 業務改善の推進

教職員は教育の専門家であると同時に学校組織の一員です。教職員一人一人が、学校組織の中で業務を遂行していることを意識することで、学校全体の業務効率化に繋がります。業務改善のため以下の取組を実施します。

【実行中の取組を浸透・徹底する内容】

① 教育DXの推進

- ・授業準備、学習評価や成績処理について、校務支援システムによる「成績処理機能」「通知書・指導要録作成機能」「出席簿作成機能」等を活用し、事務負担を軽減します。
- ・「掲示板機能」「施設予約機能」「スケジュール管理機能」等、システムの利用促進に努めます。
- ・タブレットやICT機器等を活用し、授業の効率化を図ります。

②教育課程の見直し

- ・各学校の教育課程における年間総授業時間数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な教育効果が見込めない教育活動等の見直しなど、日課表の工夫を行います。

【計画期間中の新たな取組】

①学校徴収金の公会計化

- ・給食費等の学校徴収金は、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、10年度を目途に公会計化を実施します。
- ・学級費等の会計業務について公会計化を検討します。

②教育DXの推進

- ・出退勤管理システムを含む新規校務支援システムの導入により、事務負担を軽減します。
- ・校務支援システムの機能等を活用し、ペーパーレス化、調査・統計業務の簡素化を進めるなど、町から学校に発出される調査、回答に係る事務負担を軽減します。
- ・ICTを活用した単元テストや定期考査を実施するなど、テストの作成や採点をデジタル化

することで、評価・評定に関する事務負担を軽減します。

- ・「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」を基に、クラウドツールを活用した校務効率化を目指します。

③柔軟な働き方の検討

- ・長期休業期間等の早出遅出勤務制度、テレワークの導入について検討します。

(3) 部活動の負担軽減

部活動は学校教育の一環としての役割を果たしていますが、適正・適切な休養を伴わない、行き過ぎた活動は教職員・生徒ともに様々な弊害を生みます。教職員の負担軽減のみならず、生徒の健全な成長を促す観点からも部活動の適正化に向けた取組を実施します。

【実行中の取組を浸透・徹底する内容】

①部活動日の設定

- ・平日の部活動は、火、水、金曜日とします。
- ・朝の部活動は行わないものとします。
※朝練習の実施が必要な場合は、中体連1ヶ月前からとします。
- ・土日の部活動は必ずどちらか1日とします。
※中体連や協会等の大会の場合は除く。

②合同、拠点校方式部活動の設置

- ・合同部活動、拠点校部活動を実施します。
※合同部活動・・・基準部員数を下回っているチームが別の学校のチームと合同でチームを編成する制度。
※拠点校部活動・・・「在籍校に希望する部活動がない」「希望する部活動はあるが専門的に指導できる顧問がいない」などの場合に指定された「拠点校」の部活動が受け入れる制度

③部活動指導員、部活動コーチの配置

- ・土日の部活動において、技術的な指導や大会の引率などを単独で行うことができる部活動指導員の配置を促進します。
- ・技術的な指導のみを行うことができる部活動コーチの配置を促進します。

【計画期間中の新たな取組】

① 部活動の地域展開

- ・令和8年度中に、一部の部活動における休日の地域展開を実現し、以後、部活動指導員等の配置拡充と実現範囲の拡大を図ります。
- ・部活動の地域展開を進めるため、教職員の兼業兼職を促進します。

(4) 適切な児童生徒・保護者対応の推進

教職員の長時間勤務を改善するには、保護者や地域の協力を得ながら、教育効果を高めていくことが必要です。教職員が本来担うべき業務に専念できるようにするために、他の職種や専門スタッフの活用、地域や保護者との連携等の取組を推進することで、教職員が子どもや自分と向き合う時間を確保します。

【実行中の取組を浸透・徹底する内容】

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・地域見守隊（地域ボランティア）、PTA、企業等との連携のもと、また、スクールガード

リーダーを活用し、通学路における安全確保、安全対策を推進します。

②放課後、夜間における校外の見守り等

・教員の分担制や必要最小限の取組に限定し、教員の負担軽減を図ります。

③保護者等からの過剰な苦情や不当要求等の学校では対応が困難な事案への対応

・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境の充実を図ります。

④専門スタッフの活用

・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・作業療法士等の専門スタッフを活用し、教職員が連携・協働した支援体制の充実を図ります。

【専門スタッフ】

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、作業療法士、特別支援教育支援員及び学習支援員、ALT、いじめ・不登校等問題解決に向けた外部専門家委員（大学/弁護士/警察OB/臨床心理士/民生委員等）、スクールロイヤー

⑤関係機関との連携

・医療・福祉・警察等の関係機関と学校が組織として連携・協働し、適切な役割分担のもとで支援を行うことができる体制を構築します。

【計画期間中の新たな取組】

①保護者等からの過剰な苦情や不当要求等の学校では対応が困難な事案への対応

・学校で対応困難な事態の基準を作成（カスタマーハラスメント対応マニュアル）し、基準を上回る事態に対し教育委員会に対応するなど、教育委員会の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築します。

筑前町立小中学校管理規則抜粋

第7章 業務量の管理

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第31条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。)

第2条第2項に規定する教育職員(以下「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図るため、在校等時間(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号)に規定する在校等時間をいう。)から筑前町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年筑前町条例第30号)第9条に規定する休日(同条例第10条に基づき代休日が指定された日を除く。)以外の日における同条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を除いた時間(以下「時間外在校等時間」という。)の上限を定めることとし、当該上限については、次の各号に掲げる期間において、当該各号に定める時間とする。

(1) 1箇月間 45時間

(2) 1年間 360時間

2 前項の規定にかかわらず、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に正規の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合の時間外在校等時間の上限については、次の各号に掲げる区分において、当該各号に定める時間とする。

(1) 1箇月間 100時間未満

(2) 1年間 720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間 80時間

(4) 1年のうち1箇月において正規の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数 6箇月

3 校長は、前2項の時間外在校等時間の上限を超えないよう当該学校の教育職員の業務量を管理しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定に基づき校長が行う当該学校の教育職員の業務量の管理が適切に行われるよう管理するものとする。